作成例12-３（誓約書（評議員））

誓約書

　各評議員について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。（私立学校法第62条第１項及び第２項）

　一　法人

　二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　三　禁錮以上の刑（令和７年６月１日からは「拘禁刑以上の刑」）に処せられた者

　四　教育職員免許法第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

　五　教育職員免許法第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、３年を経過しない者

　六　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

　七　私立学校法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　八　学校法人が私立学校法第135条第１項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であった者でその解散の日から２年を経過しないもの

　九　私立学校法第33条第３項若しくは第48条第２項の訴えに基づく確定判決によって学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から２年を経過しない者

　また、評議員○名のうち、次の者はそれぞれ記載のとおりであることを誓約します。（私立学校法第62条第３項及び第５項第１号並びに第２号）

　一　本法人の職員である評議員　　　　○名【１名以上かつ評議員総数の３分の１以内】

　二　本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの（本法人の職員を除く。）　○名【１名以上】

　三　理事又は理事会が選任した評議員　○名【評議員総数の２分の１以内】

「二」は、卒業生が25歳になるまでの間、寄附行為に定める読み替え規定の内容に変更してください。

（例：本法人の設置する私立学校の父母（本法人の職員を除く。））

　　　　○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人名　 学校法人○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長名　 ○○○○

|  |
| --- |
| ※　評議員就任の際にP.129作成例13-3「宣誓書（評議員）」を各評議員から提出してもらい、本誓約書を作成してください。（役員等就（退）任届には、本誓約書の添付のみで結構です。各評議員からの宣誓書の添付は必要ありません。） |